

議案第11号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年3月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

心理的な負担の程度を把握するための検査等（以下「ストレスチェック制度」という。）の実施の義務化に伴い、所要の改正を行う。

2 訓令案の概要

（１）第22条の3に「心理的な負担の程度を把握するための検査等」の項目を追加する。

（２）施行期日は、平成29年4月1日とする。

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健指導等) 第22条の2 略</p> <p><u>(心理的な負担の程度を把握するための検査等)</u> <u>第22条の3 法第66条の10第1項から第6項までの規定による心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導その他の措置は、教育長が別に定めるところにより実施する。</u></p>	<p>(保健指導等) 第22条の2 略</p>

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。